



中小企業のための

狙い目 助成金情報

社会保険労務士
大畑美栄子

③ 雇用調整助成金（休業・出向の場合）

助成金の概要

雇用調整助成金は、社会状況の変化などに伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対して、一時的に休業または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当や賃金などの一部が支給される助成金です。

なお、平成30年7月豪雨による災害に伴う「経済上の理由」による休業は、被災地に事業所があるか否かを問わず、以下の通り要件が緩和されました。

- ①生産指標の確認期間を3カ月から1カ月へ短縮する
- ②平成30年7月豪雨発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とする
- ③最近3カ月の雇用用量が対前年比で増加していても助成対象とする

何をすればよいのか

まず、休業計画または出向計

画を立てます。休業計画の作成にあたっては、生産計画・要員計画の見直しに基づいて、どのくらいの期間、どの部門で、何人が休業するのか、休業対象者の選定はどのように行うのか、その選定方法に偏りはないか——などについて具体的に決める必要があります。

そして計画に沿った協定書を労働者の代表と締結します。はじめての計画届提出は、休業開始2週間前をめどに行います。

次に、計画届に基づいて、雇用調整を実施します。

休業の場合は、労使協定に基づいて所定労働日の全一日にわたって実施されるもの、または、事業所の雇用保険の被保険者全員について一斉に1時間以上実施されるものでなければなりま

せん。

また、出向の場合は、対象期間内に開始され、なおかつ3カ月以上1年以内に出向元の事業所に復帰するものでなければなりません。

賃金計算期間1カ月を1判定基礎期間といい、1カ月・2カ月・3カ月いずれかを支給対象期間として会社ごとに設定します。

2回目以降は、休業開始または出向開始の前日までに計画届を提出します。1支給対象期間が終わった2カ月以内に支給申請を行います。この後、計画届の提出・支給申請を繰り返します。

助成金の額

助成率は、次表の通りです。ただし、1人1日当たり8250円が上限額です。休業の場合は、その初日から1年間に最大100日分、3年間に最大150日分受給できます。また、出向の場合は、最長1年の出向期間中ずっと受給できます。

助成内容と助成率	中小企業	中小企業以外
休業の場合、休業手当相当額の→	2/3	1/2
出向の場合、出向元事業主の負担額の→		

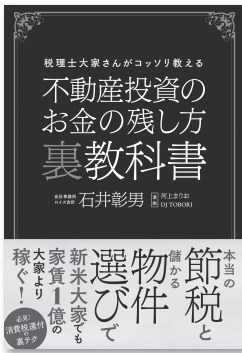
書籍案内

不動産投資のお金の残し方裏教科書

石井彰男 著 ぱる出版

1500円
(税別)

税理士大家さんがコツソリ教える



不動産投資でお金を儲けるときの、税金の知識があればキャッシュフローは大幅に改善される。ただし、せっかくの節税も「儲かる物件」でやらなければ、ザルで水を汲むようなもの。まったく意味はない。逆にいえば、「節税」と「物件の選別眼」があれば無敵の不動産投資家になれるということだ。

著者は自身が15年の大家経験がある税理士。不動産投資に興味のある初心者をはじめ、物件を持っているが手残りが少なくなっている現役の大家さんにとっても良書といえるだろう。



= 第119回 =

ジャーナリスト 田中 周紀

東京のクラシック音楽プロダクション「アンサンブル・セシリア」(EC社)の脱税事件を取り上げている。EC社と同社代表の川岸美奈子氏(58)は2016年7月期までの3年間に法人税など3027万円を脱税。今年3月に執行猶予付きの有罪判決が下された。脱税の舞台になったのは、旧知の飯泉嘉門・徳島県知事の要請で事実上のマネージャー役を務めた「とくしま国民文化祭記念管弦楽団」、通称「とくしま記念オーケストラ」(TKO)の運営だ。TKOは常設ではなく、演奏会などのイベントごとに川岸氏が東京交響楽団などから有志を募る臨時編成のオケで、同氏はこの業務で上げた1億2954万円の法人所得を全く申告しなかった。

このシリーズで述べた通り、TKOの事業費は県費や国などの助成金のほか、飯泉知事が会長の「文化立県」としま推進会議」で積み立てている基金から「徳島県文化振興財団」に付与されていた。毎回の演奏会に必要な事業費については、同財団の委託を受けた徳島市のイベント会社「モウブ」から見積書が提出されたが、出演者への謝礼や旅費、楽器の運搬費などの金額は、TKOの人集めを一手に担ったEC社の川岸氏が算出していた。川岸氏が脱税罪に問われた13年8月からの3年間、モウブなどからEC社に支払われた総額は約3億6800万円に上った。

ところが見積書には、川岸氏の報酬に該当する費目や金額が存在しない。TKOの設立に協力し、その後は事実上のマネージャーとなった川岸氏は、

知事の音楽担当の政策参与として、11年5月から13年3月まで報酬を受け取っていたが、合計額は200万円弱に過ぎない。つまり同氏がどのルートで推定年間数千万円もの報酬を得ていたのか、記録上は全くの謎なのだ。

一つ考えられるのは、モウブから渡される資金の中に、川岸氏の報酬が含まれていたこと。正規のルートで報酬が支払われていれば、文化振興財団の帳簿に必ず記載される。だが川岸氏がモウブとあらかじめ合意の上で事業費の一部を報酬として手にしていれば、県側には報酬支払いの証拠は残らない。

演奏者の旅費は誤魔化しようがないため、出演料(演奏者報酬)や楽譜・楽器借料等としてEC社の銀行口座に振り込まれた金額の一部を、自らの報酬とするのである。これでは川岸氏への報酬に対する議会の監視の目は届きようがない。

さて、飯泉知事の音楽担当の政策参与に就任し、県の文化事業を裏で仕切る川岸氏の思いついた態度は、知事周辺から響きを買っていたようだ。13年3月に同氏が政策参与から外された原因は、地元メディアにばら撒かれた告発文にあるようだ。そこには「担当課長が彼女の言い値の見積もりを値切るうとする」と直ちに知事に携帯で報告され、叱りつけられる。飯泉知事はいわば業者と一体となつて、演奏会の名目の下、東京に県の税金を送金しているのであり、背任行為そのものである」などと記されていたという。

16年11月末、JR徳島駅に程近いあわぎんホールに入居する文化振興財団に東京国税局の査察官数人が入った。調査の対象はTKOの演奏会事業をめぐるカネの流れ。ターゲットはEC社と川岸氏である。会社設立から4半世紀以上、一度も税務申告せずにいたEC社に、ようやくマルサのメスが入った。その約半年後の17年5月31日、大手メディアはEC社と川岸氏が東京地検特捜部に告発されたことを一斉に伝えた。

クラシック音楽プロダクション脱税事件⑥

多額の報酬はどこから流れた？

16年11月末、JR徳島駅に程近いあわぎんホールに入居する文化振興財団に東京国税局の査察官数人が入った。調査の対象はTKOの演奏会事業をめぐるカネの流れ。ターゲットはEC社と川岸氏である。会社設立から4半世紀以上、一度も税務申告せずにいたEC社に、ようやくマルサのメスが入った。その約半年後の17年5月31日、大手メディアはEC社と川岸氏が東京地検特捜部に告発されたことを一斉に伝えた。

16年11月末、JR徳島駅に程近いあわぎんホールに入居する文化振興財団に東京国税局の査察官数人が入った。調査の対象はTKOの演奏会事業をめぐるカネの流れ。ターゲットはEC社と川岸氏である。会社設立から4半世紀以上、一度も税務申告せずにいたEC社に、ようやくマルサのメスが入った。その約半年後の17年5月31日、大手メディアはEC社と川岸氏が東京地検特捜部に告発されたことを一斉に伝えた。

16年11月末、JR徳島駅に程近いあわぎんホールに入居する文化振興財団に東京国税局の査察官数人が入った。調査の対象はTKOの演奏会事業をめぐるカネの流れ。ターゲットはEC社と川岸氏である。会社設立から4半世紀以上、一度も税務申告せずにいたEC社に、ようやくマルサのメスが入った。その約半年後の17年5月31日、大手メディアはEC社と川岸氏が東京地検特捜部に告発されたことを一斉に伝えた。

16年11月末、JR徳島駅に程近いあわぎんホールに入居する文化振興財団に東京国税局の査察官数人が入った。調査の対象はTKOの演奏会事業をめぐるカネの流れ。ターゲットはEC社と川岸氏である。会社設立から4半世紀以上、一度も税務申告せずにいたEC社に、ようやくマルサのメスが入った。その約半年後の17年5月31日、大手メディアはEC社と川岸氏が東京地検特捜部に告発されたことを一斉に伝えた。

納 税 通 信

専用ファイル

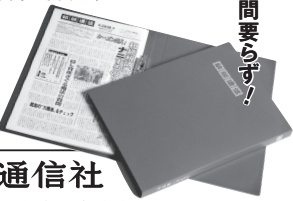
本紙をそのまま綴っておける高級ファイル。ワンタッチのスプリングファイル方式。パンチを開ける手間も不要です。

半年用1部
2,100円
(税・送料込)

お電話かFAXで
お申込みください。

エヌピー通信社

〒171-8558 東京都豊島区南池袋 3-8-4
TEL.03-3971-0111 FAX.03-3988-7109



税理士案内

掲載料 1行1000円内 連載
別紙制作 500円追加

税理士
原 澄雄
品川区中延三二一五
電話(三七八五)六五四一

税理士
秋元弘光
税理士 落合 義一
税理士 阿部 陽一

税理士

神津 信一

税理士 富田 美津子

大田区蒲田五十四六一
電話(三七三八)二〇二

新宿区愛住町一番地
トナリビル2F
電話(三三五七)四六三八
FAX(三三五七)四七二五

税理士法人山本税務会計事務所

税理士 山本 竜三郎

税理士 長島 正明

税理士 山本 松郎

税理士 山村 昭二

税理士 中村 謙一

大田区中央八の二の四
電話(三七五四)三一二一

税理士

税理士 芦原 孝充

秋元 弘一

大田区池上六二一
フォーラスビル2F
電話(三七五二)六二二三

大田区山王二一四四一七
電話(三七七三)七四六八
FAX(三七七三)七四八三

税理士

中野 達夫

税理士

杉田 充伸

大田区蒲田五十四三二七
ロイヤルハイツ蒲田四〇七
電話(三七三三)五五一(代)

大田区蒲田三二一七一
電話(三七三三)五五一(代)